

重度障がい者医療費助成制度について

川西市では、健康保険加入の重度の障がい者で下記所得制限内の方に対して、医療費を助成しています。
※生活保護を受けている方は対象となりません。

◆対象者、所得制限について◆

【対象者】

身体障害者手帳（1、2級）・療育手帳（A判定）・精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかの所持者

【所得制限】

本人、配偶者、扶養義務者全員の市（町村）民税所得割税額（*）の合計が23.5万円未満であること。

〔（*）市（町村）民税所得割税額（課税決定通知などに記載の額）＋住宅ローン控除額＋寄付金控除
－19,800円×0～15歳の扶養人数－7,200円×16～18歳の扶養人数〕

◆資格申請する際に必要なもの◆

- ①健康保険者証
- ②身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③令和5年1月2日以降に転入された場合は本人・配偶者・扶養義務者の令和5年度課税証明書※
※すべての収入、所得、控除額、扶養人数、市（町村）民税所得割税額がわかるもの

◆助成内容について◆

所得区分	一部負担金（1つの医療機関ごと）		
	外来（※2）	入院（※3）	
一般	600円（月2回まで）	2,400円	高校生は 無料 （※4）
低所得（※1）	400円（月2回まで）	1,600円	

（※1）本人、配偶者、扶養義務者全員が市（町村）民税非課税で、年金収入を加えた所得が80万円以下の方。

（※2）同一月の同一医療機関の3日目以降は無料となります。
*総合病院等の医科と歯科は同一医療機関であっても別医療機関とみなします。

（※3）1つの医療機関での1か月の負担限度額（1割負担で限度額未滿の場合は1割負担の額を負担）
*長期入院対策として、連続して3か月を超える入院の場合、4か目以降は無料。

（※4）18歳到達後最初の3月31日までの方。高等学校などに通っていない方も対象です。受給者証提示では無料にならないため、後日申請が必要です。申請方法は裏面参照。

- 医療費の助成の対象は**健康保険適用の診療分のみ**になります。
- 保険外の診療分（自費診療分、健康診断、予防接種、入院時の食事療養費、室料差額など）は**助成対象外**です。市（町村）民税非課税世帯の方は、申請すると入院時の食事代が減額される場合がありますので入院前にご加入の健康保険に申請してください。（非課税証明書が必要な場合があります。）
- 自立支援医療（精神通院医療・更生医療）や特定疾患など、他の公費負担医療の給付が受けられる場合は、その公費負担医療が優先適用となり、重度障がい者医療費助成制度の**助成対象外**です。
※小児慢性特定疾病及び自立支援医療（育成医療）については重度障がい者医療の受給者証は使用できませんが、申請により入院医療費の助成が受けられます（通院医療費は対象外）。申請方法は裏面参照。

◆受給者証の有効期限について◆

有効期限は原則として、令和6年6月30日までです。ただし、次に該当する場合は有効期限が異なります。

1. **65歳に到達する人は、誕生日の前日まで**となります。
有効期限の切れる前に後期高齢者医療及び高齢重度障がい者医療費助成制度の申請手続きについて、ご案内を送付します。
2. **精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れる人は、その有効期限まで**となります。
有効期限が切れるまでに手帳の更新手続きを市役所1階⑭番障福祉課で行い、更新した手帳をご持参の上、受給者証の更新手続きをお願いいたします。

◆使い方◆

兵庫県内の医療機関	受給者証と健康保険証を提示して一部負担金を支払ってください。
兵庫県外の医療機関	受給者証は使用できません。一旦保険証のみで支払い、後日申請により支給を受けることができます。◆医療費の支給について◆を参照

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の精神疾患分の治療については、この受給者証は使用できません。一旦保険証のみで支払い、後日申請により支給を受けることができます。◆医療費の支給について◆を参照
- 兵庫県外の国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合の加入者は高額な医療費がかかる場合、ご加入の健康保険から「**限度額適用認定証**」の交付を受け、**受給者証・健康保険証とともに医療機関に提示してください。**
(「限度額適用認定証」の提示がなければ、受給者証は使用できない場合があります。)
※兵庫県外の国民健康保険組合の方も兵庫県内で受給者証が使えるようになりました。

◆70歳から74歳の福祉医療受給者の皆様へ◆

兵庫県内の医療機関を受診する場合は、「**受給者証**」・「**健康保険証**」・「**高齢受給者証**」・「**限度額適用認定証又は限度額・標準負担額適用認定証(※)**」を提示してください。

(※)発行の可否及び申請方法については、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

◆医療費の支給について（兵庫県外の医療機関で受診した場合など）◆

兵庫県外の医療機関で受診した場合などで、受給者証を使用せずに支払った場合、診療月の翌月以降に下記の持ち物を持参し支給申請の手続きを行ってください。

【医療費の支給申請に必要なもの】

①医療機関（病院や薬局）発行の領収書の原本 ※1 ②受給者証 ③健康保険証 ④銀行等の口座情報がわかるもの ⑤健康保険の支給済証明書等の原本 ※2 ⑥小児慢性特定疾病受給者証・自立支援医療受給者証（育成医療）及び自己負担額上限管理票 ※3



※1 外来で県外の同一医療機関に月3日以上受診された場合は、全ての領収書を持参ください。
(日数の確認に必要です)

※2 健康保険の支給済証明書等が必要な場合（下記の場合、ご加入の健康保険で先に手続きが必要です。）

- 「高額療養費」や「家族療養費付加金」に該当する支給がある場合
- 医療機関の窓口で10割負担で支払った場合
例) コルセット等の補装具の購入（医師の意見書・装着証明書も必要です）
保険証の不提示 等

*上記の手続きのために領収書や医師の意見書等の原本を健康保険へ提出される場合は、コピーで可。

※3 小児慢性特定疾病及び自立支援医療（育成医療）をお持ちの方でご入院された方は必ず持参ください。

【支給申請の流れ】

医療費の支給申請	診療月の翌月以降に月単位でまとめて申請してください。 (時効は5年です。※健康保険の給付の時効は2年です)
↓	
口座に振込み	毎月7日までに申請いただければ翌月10日に振込みます。 (振込み前に支給決定通知を送付いたします)

◆届け出が必要なとき◆

- 加入している健康保険や氏名、扶養義務者、手帳の等級に変更があった場合は変更の手続きが必要です。下記の持ち物を持参ください。
 - ①受給者証 ②健康保険証（変更の場合）③身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（変更の場合）
- 他市町村への転出など資格がなくなった場合は、受給者証を返還してください。
- 受給者証を紛失、破損したときは再発行の申請ができます。下記の持ち物を持参ください。
 - ①健康保険証



【問い合わせ先】

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市役所 1階8番 医療助成・年金課 医療担当

直通電話 072-740-1108